

平成二十五年法律第二十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第六条の二）	第四章 総則（第七条—第十六条）
第二章 個人番号（第七条—第十六条）	第三章 個人番号カード（第十六条の二—第十八条の二）
第三章 個人番号カード（第十六条の二—第十八条の二）	第四章 特定個人情報の提供（第二十一条—第二十九条）
第四章 特定個人情報の提供の制限等（第二十一条—第二十九条）	第五章 特定個人情報の保護（第二十一条—第二十九条）
第五章 特定個人情報の保護（第二十一条—第二十九条）	第六章 特定個人情報保護評価等（第二十七条—第三十条）
第六章 特定個人情報保護評価等（第二十七条—第三十条）	第七章 個人情報保護法の特例等（第三十一条—第三十二条）
第七章 個人情報保護法の特例等（第三十一条—第三十二条）	第八章 雜則（第四十三条—第四十七条）
第八章 雜則（第四十三条—第四十七条）	第九章 罰則（第四十八条—第五十七条）
第九章 罰則（第四十八条—第五十七条）	附則（第三十八条の二—第三十八条の十三）
附則（第三十八条の二—第三十八条の十三）	第一章 総則（目的）

1 氏名	2 住所（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあっては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第五項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）
3 生年月日	4 性別
5 個人番号	6 その他政令で定める事項
7 第二節 個人情報保護法の特例等（第三十一条—第三十二条）	8 この法律において「特定個人情報」とは、個人情報を保護法第二条第一項に規定する個人情報を保護法第六十条第二項に規定する行政機関等（個人情報をいう。以下この項及び第五章第二節において同じ。）が保有するもの又は個人情報を保護法第十六条第一項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関等以外の者が保有するものをいう。
8 この法律において「個人情報フайл」とは、個人情報を保護法第二条第十一項に規定する行政機関等（個人情報をいう。以下この項及び第五章第二節において同じ。）が保有するもの又は個人情報を保護法第六十条第一項に規定する個人情報をデータベース等であつて行政機関等以外の者が保有するものをいう。	9 この法律において「特定個人情報フайл」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をファイルをいう。
9 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをい	10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等の他の行政事務を処理する者が第九条第一項から第三項までの規定によりその保有する特定個人情報をファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
10 この法律において「個人番号」とは、個人番号を用いて収集され、又は整理され、かつ、これらの事項その他の主務省令で定めた事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法・磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法）によつて識別される特定の個人をいう。	11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第四項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
11 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。	12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
12 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。	13 この法律において「個人番号」とは、個人番号を用いて収集され、又は整理され、かつ、これらの事項その他の主務省令で定めた事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法・磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法）によつて識別される特定の個人をいう。第十八条において同じ。により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は変更する権限を有する者以外の者による閲覧又は変更を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたものをいう。
13 この法律において「個人番号」とは、個人番号を用いて収集され、又は整理され、かつ、これらの事項その他の主務省令で定めた事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法・磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法）によつて識別される特定の個人をいう。第十八条において同じ。により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は変更する権限を有する者以外の者による閲覧又は変更を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたものをいう。	14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地

1 方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理するため、第二十二条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するもの（以下「機構」という。）
2 この法律において「行政機関」とは、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。
3 この法律において「個人情報」とは、個人情報を保護法第二条第一項に規定する個人情報をい
4 この法律において「個人情報フайл」とは、個人情報を保護法第六十条第二項に規定する個人情報を保護法第二条第十一項に規定する行政機関等（個人情報をいう。以下この項及び第五章第二節において同じ。）が保有するもの又は個人情報を保護法第六十条第一項に規定する個人情報をデータベース等であつて行政機関等以外の者が保有するものをいう。
5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをい
6 この法律において「個人番号」とは、個人番号を用いて収集され、又は整理され、かつ、これらの事項その他の主務省令で定めた事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法・磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法）によつて識別される特定の個人をいう。
7 この法律において「個人番号」とは、個人番号を用いて収集され、又は整理され、かつ、これらの事項その他の主務省令で定めた事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法・磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法）によつて識別される特定の個人をいう。
8 この法律において「個人番号」とは、個人番号を用いて収集され、又は整理され、かつ、これらの事項その他の主務省令で定めた事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法・磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法）によつて識別される特定の個人をいう。
9 この法律において「個人番号」とは、個人番号を用いて収集され、又は整理され、かつ、これらの事項その他の主務省令で定めた事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法・磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法）によつて識別される特定の個人をいう。
10 この法律において「個人番号」とは、個人番号を用いて収集され、又は整理され、かつ、これらの事項その他の主務省令で定めた事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法・磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法）によつて識別される特定の個人をいう。
11 この法律において「個人番号」とは、個人番号を用いて収集され、又は整理され、かつ、これらの事項その他の主務省令で定めた事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法・磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法）によつて識別される特定の個人をいう。
12 この法律において「個人番号」とは、個人番号を用いて収集され、又は整理され、かつ、これらの事項その他の主務省令で定めた事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法・磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法）によつて識別される特定の個人をいう。
13 この法律において「個人番号」とは、個人番号を用いて収集され、又は整理され、かつ、これらの事項その他の主務省令で定めた事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法・磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法）によつて識別される特定の個人をいう。
14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地

の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

個人番号の利用に関する施策の推進は、個人番号カードが第一項第一号に掲げる事項を実現するために必要な措置として、個人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないよう配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行われなければならぬ。

個人番号の利用に関する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが第一項第二号及び第三号に掲げる事項を実現するために必要な措置としての個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関・地方公共団体その他行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これら者が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。

第五条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。

国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。
(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。
(事業者の努力)

第六条 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（特定個人情報の正確性の確保のための内閣総理大臣の支援）

第六条の二 内閣総理大臣は、個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報を正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供、助言その他の支援を行ふものとする。

第二章 個人番号

（指定及び通知）

第七条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法第三十条の三第二項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第二項の規定により機関から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

第八条 市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

第九条 市町村長は、前二項の規定による通知をするときは、該通知を受けた者が個人番号カードの交付を受けることができるよう、当該交付の手続に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による通知に關し必要な事項は、総務省令で定める。

（個人番号とすべき番号の生成）

第十条 市町村長は、前条第一項又は第二項の規定により個人番号を指定するときは、あらかじめ機関に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。

機構は、前項の規定により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。

設置される電子情報処理組織を使用して、次に掲げる要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。

一 他のいずれの個人番号（前条第二項の從前の個人番号を含む。）とも異なること。
二 前項の住民票コードを変換して得られるものであること。

三 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。
四 機構は、前項の規定により個人番号とすべき番号を生成し、並びに当該番号の生成及び市町村長に対する通知について管理するための電子情報処理組織を設置するものとする。

（利用範囲）

第九条 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の当該各項の下欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行なうこととされている者又は当該事務に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の当該各項の下欄に掲げる事務と同一であることその他政令で定める基準に適合する事務に限る。）として主務省令で定めるもの（以下この項において「準法定事務」という。）を処理する者として主務省令で定めたもの（第十九条第八号において「準法定事務处理器者」という。）がある場合にあっては、その者を含む。第四項において同じ。）、は、同表の当該各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。同号において同じ。）の処理に關して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

第十一条 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉・保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいわゆる「以下同じ。」。）又は防災に関する事務その他の事務であつて条例で定めるものの処理に關しても、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。

第十二条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第百九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五十五号）第二十七号、第十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十四項、第七十条の二の二第十九項若しくは第七十条の二の三第三十六項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法（昭和四十年法律第三十三条）第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第

百六十六号) 第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)第四条第一項若しくは第四条の三第一項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第三十九号)第六条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他の行政事務を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行なうために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、デジタル庁令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

前各項に定めるもののほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けたために必要な限度で個人番号を利用することができます。

(再委託)

第十一条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなされる。

前項まで並びに前項の規定を適用する。

(委託先の監督)

第十二条 個人番号利用事務等の全部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用

事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理制度が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人番号利用事務実施者等の責務)

第十二条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第十三条 個人番号利用事務実施者(第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。次条第二項及び第十九条第一号において同じ。)は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行

政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相

互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るように努めなければならない。

(提供の要求)

第十四条 個人番号利用事務等実施者(第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下この項及び第十六条において同じ。)は、個人番号利用事務等を処理するためには、個人番号利用事務等を処理するに必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者(政令で定めるものに限る。第十九条第五号において同じ。)は、個人番号利用事務を処理するためには、個人番号利用事務等の実施者に係る個人番号の提供を求めることができる。

3 市町村の長を経由して申請することが当該個人番号カードの交付を受けようとする者が記録されている住民基本台帳(国外転出者にあっては戸籍の附票に記録されている者又は戸籍の附票に記録されている者)が備える市町村の長(当該市町村以外の市町村の長を経由して申請することが当該個人番号カードの交付を受けようとする者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務省令で定める事情がある場合に当該市町村又は当該住民基本台帳を備える市町村の長(次項から第四項まで及び第十八条の二第三項において「交付市町村長」という。)は、その者が本人であることを確認するための次に掲げる措置をとらなければならぬ。

4 機構は、第一項の申請に基づき個人番号カード(前項の申出をした者に係るもの)を作成した場合には、当該申請をした者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

5 機構は、第一項の申請に基づき第三項の申出をした者に係る個人番号カードを作成した場合には、当該申請をした者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するとともに、政令で定める

方法で、当該申出に係る領事官又は市町村の長に對し、個人番号の提供を求めてはならない。

(個人番号カードの発行等)

第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十一条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他の者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

第三章 個人番号カード

(個人番号カードの発行等)

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録さ

れていた者又は当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者(国外転出者である者に限る。)に対し、前条第四項又は第五項の規定によると送付又はその作成についての通知を受けた者の者に係る個人番号カードを直接に又は同条第三項の申出に係る領事官若しくは市町村長を経由して交付するものとする。この場合において、当該交付を行う市町村長(次項から第四項まで及び第十八条の二第三項において「交付市町村長」という。)は、その者が本人であることを確認するための次に掲げる措置をとらなければならない。

1 その者に係る住民票又は戸籍の附票に記載されている氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項であつて政令で定めたもの並びに当該住民票に記載されている個人番号(その者に係る住民票が消除されている場合には、当該住民票に記載されていた個人番号)を確認すること。

2 前条第一項の申請又は当該申請に係る個人番号カードの引渡しの際に、その者からその氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項が記載された書類であつて政令で定めるものの提示を受け、その者が当該書類に係るものであることを確認すること

3 前条第一項の申請(同条第三項の申出をした者に係るもの)が、交付市町村長以外の市町村長を経由して行われた場合には、当該市町村長は、政令で定めるところにより、政令で定めるものとして主務省令で定める措置を含む。

4 前条第一項の申請(同条第三項の申出をした者に係るもの)が、交付市町村長以外の市町村長を代わって前項第二号に掲げる措置をとることができる。

5 前条第三項の申出をした者(交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であつて、当該交付市町村長から当該申出に係る領事官又は市町村長に對し、当該個人番号カードを送付するものに限る。)に対する第一項の規定による

機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成及び送付(第十八条の二第一項における「個人番号カードの発行」という。)において「個人番号カードの発行」という。)にかかる状況並びに個人番号カードの運用に関する状況の管理その他総務省令で定める事務を行なうものとする。

個人番号カードの交付は、同条第五項の規定により個人番号カードの送付を受けた領事官又は市町村長が、その者に対し、当該個人番号カードを引き渡すことにより行う。この場合において、その者が、交付市町村長により第一項第二号に掲げる措置がとられた者であつて当該交付市町村長から当該領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたもの以外の者であるときは、当該領事官又は市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わって同号に掲げる措置をとるものとする。

前二項の規定により交付市町村長に代わって第一項第二号に掲げる措置をとった市町村長又は領事官は、その旨を当該交付市町村長に通知するものとする。

個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出又は国外転出届をする場合には、これらの届出とともに、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。

前項の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第十項において「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

個人番号カードは、その有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納しなければならない。

個人番号カードに対する第七項、第八項及び前項の規定の適用については、第七項中「その変更」

があつた日から十四日以内に」とあるのは「速やかに、直接に又は領事官を経由して」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町長」と、第八項及び前項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」とあるのは、「直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長」とする。

前各項に定めるもののほか、個人番号カードの再交付の手続その他個人番号カードに関する事項を除く。)は主務省令で定める。

(個人番号カードの利用)

第十八条 個人番号カードは、第十六条の規定による本人確認の措置において利用するほか、次の各号に掲げる者が、条例（第二号の場合については、政令）で定めるところにより、個人番号カードの有効期間その他の個人番号カードにおける手続その他の個人番号カードに係る必要な事項（再交付等に関する事項）といふは総務省令で、個人番号カードの様式及び個人番号カードの有効期間その他の個人番号カードに関し必要な事項（再交付等に関する事項を除く。)は主務省令で定める。

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対する特定個人情報を利用するととき（個人番号利用事務実施者が、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四条）第二十九条第一項、厚生年金保険法第一百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその個人番号を提供する場合にあっては、銀行その他政令で定める者に対し提供するときを除く。)。

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十二号に規定する場合に限り個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るために必要なものとして内閣総理大臣及び総務大臣（第三十八条の八から第三十一条の十一まで及び第三十八条の十三において「主務大臣」という。）が定める基準に従つて個人番号カードを取り扱わなければならぬ。この場合においては、前項の規定を準用する。

三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等の者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

四 一の使用者等（使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下この号において同じ。）における従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下この号において同じ。）であつた者が他の使用者等における従業者等になつた場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

五 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報等の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。

六 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。

七 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定に応じて個人情報保護委員会規則で定められた別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（准法定事務処理者を含む。以下この号において「別表行政機関等」という。)のうち特定個人番号利用事務（同表の当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同様に「別表行政機関等」という。)を処理する者として主務省令で定めるもの（法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、特定個人番号利用事務を処理するために、政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するため必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。)を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣（法令の規定により当該利用特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、当該利用特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)を提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

九 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち特定個人番号利用事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定められた別表の各項の上欄に掲げる地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同様に「別表行政機関等」という。)が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務を処理するため必要な利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。)に対し、当該事務を処理するために必要な利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として個人情報保護委員会規則で定めることにより、条例事務関係情報提供者（当該事務を処理するため必要な利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として個人情報保護委員会規則で定めることにより、条例事務

八 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（准法定事務処理者を含む。以下この号において「別表行政機関等」という。)のうち特定個人番号利用事務（同表の当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるもの（法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、特定個人番号利用事務を処理するために、政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するため必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。)を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣（法令の規定により当該利用特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、当該利用特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)を提供求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

九 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち特定個人番号利用事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定められた別表の各項の上欄に掲げる地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同様に「別表行政機関等」という。)が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務を処理するため必要な利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として個人情報保護委員会規則で定めることにより、条例事務

第十一項第三号に規定する独立行政法人等又は

は本人あり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

10

第す適えみりに規項第五二第二十九る用て替読よ定の三条十百	号第一条第十す適えみりに規項第五二第一項第八九る用て替読よ定の三条十百	号第一条第十第二項第八九	
十は一七第二条第二項又は二条	るるとき 取扱されたものであ りて、又は若しくは保管されてい るとき、又は同法第二十九 条の規定に違反して作成さ れた特定個人情報ファイルを いう。)に記録されていると	号第一条第十第一項及び第二 条第七第十条又は二条	と き る くは保管されているとき、 又は同法第二十九条の規定 に違反して作成された特定 個人情報ファイル(同法第 二条第九項に規定する特定 個人情報ファイルをいう。) に記録されているとき
行政手続における特定の個 人を識別するための番号の 利用等に関する法律第十九 条	行政手続における特定の個 人を識別するための番号の 利用等に関する法律第三十 一条第二項の規定により読み 替えて適用する第十八条第 一項、第二項及び第三項 (第一号及び第二号に係る部 分に限る。)若しくは第十九 条の規定に違反して利用さ れているとき、同法第二十 条の規定に違反して収集さ れ、若しくは保管されてい るとき、又は同法第二十九 条の規定に違反して作成さ れた特定個人情報ファイルを (同法第二条第九項に規定す る特定個人情報ファイルを いう。)に記録されていると	行政手続における特定の個 人を識別するための番号の 利用等に関する法律第十九 条	くは保管されているとき、 又は同法第二十九条の規定 に違反して作成された特定 個人情報ファイル(同法第 二条第九項に規定する特定 個人情報ファイルをいう。) に記録されているとき

三

二号 第一条 第二項 第八			
第三項 第二号	第三項 第一項	第三項 第二項	第三項 第三項
第十八條 第三項 第一項	第十八條 第二項	第十八條 第三項	第十八條 第四項
本人	本人の同意があり、又は本人	法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第五項の規定に基づく場合

第三十五 条第三項	第二十七條第 一項又は第二 十八条	(情報提供等の記録についての特例) 第三十一条 行政機関等(みなし独立行政法人等 を含む)が保有し、又は保有しようとする第 二十三条第一項及び第二項に規定する記 録された特定個人情報に関するは、個人 情報保護法第六十九条第二項から第四項 まで、第七十条、第八十九条第二項から 第四項まで、第七十一条、第八十九条第三 項、第八十五条、第八十八条、第九十六 条及び第五章第四節第三款の規定は 適用しないものとし、個人情報保護 法の他の規定の適用については、次の表 の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中 同表の下欄に掲げる字句とする。
いはし提又し なて供は 自ら利 用目的	いら はし 提 供 の 情 個 保 当 先 提 報 人 有 該	いはし提又し なて供は 自ら利 用目的

第三十八 条第十九 項	第三十九 条第十九 項	第三十九 条第十九 項	第三十九 条第十九 項	第三十九 条第十九 項
いはし提又し なて供は 自ら利 用しては ならない	いはし提 供の 情 個 保 当 先 提 報 人 有 該	いはし提 供の 情 個 保 当 先 提 報 人 有 該	いはし提 供の 情 個 保 当 先 提 報 人 有 該	いはし提 供の 情 個 保 当 先 提 報 人 有 該

第三十九 条第十九 項	第三十九 条第十九 項	第三十九 条第十九 項	第三十九 条第十九 項	第三十九 条第十九 項
いはし提又し なて供は 自ら利 用しては ならない	いはし提 供の 情 個 保 当 先 提 報 人 有 該	いはし提 供の 情 個 保 当 先 提 報 人 有 該	いはし提 供の 情 個 保 当 先 提 報 人 有 該	いはし提 供の 情 個 保 当 先 提 報 人 有 該

第三項 同法第二 六条	第三項 同法第二 六条	第三項 同法第二 六条	第三項 同法第二 六条	第三項 同法第二 六条
いはし提又し なて供は 自ら利 用しては ならない	いはし提 供の 情 個 保 当 先 提 報 人 有 該	いはし提 供の 情 個 保 当 先 提 報 人 有 該	いはし提 供の 情 個 保 当 先 提 報 人 有 該	いはし提 供の 情 個 保 当 先 提 報 人 有 該

第三十九
条第三項第三十九
条第三項第三十九
条第三項

2

デジタル庁が保有し、又は保有しようとする場合において、行政機関の長及び地方公共団体の機関は、経済的困難その他の理由があると認めるときは、政令及び条例で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

第三項
同法第二
六条

3

個人情報保護法第六十一一条、第六十三条规定する記録に記録された同法第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者

第三十九
条第三項第三十九
条第三項第三十九
条第三項

2

デジタル庁が保有し、又は保有しようとする場合において、行政機関の長及び地方公共団体の機関は、経済的困難その他の理由があると認めるときは、政令及び条例で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

第三項
同法第二
六条

個人情報保護法第六十一一条、第六十三条规定する記録に記録された同法第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者

おいて準用する場合を含む。規定期に規定する記録に記録された同法第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者

第一項	第十八条	及び開示請求者	、開示請求者及び開示請求を受けた者
第二項	第十九条	独立行政法人等に對し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならぬ	開示請求を受けた者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十三條第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。第九十七条において同じ。）に規定する記録の開示を請求されたときは、当該開示の実施に関し、手数料を徴収することができる。
第三項	第二十条	当該保有個人情報の提供先	委員会は、前二項の規定にかかわらず、特定の個人情報を取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。（報告及び立入検査）
第四項	第二十一条	内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは事務関係情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外のものに限る。）	委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他関係者に對し、特定個人情報の取扱いに関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入りさせ、特定個人情報の取扱いに關し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
第五項	第二十二条	（特定個人情報の保護を図るために連携協力）委員会は、特定個人情報の保護を図るために、サイバーセキュリティの確保に関する事務を処理するために内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により相互に連携を行なうため、協力するものとする。	前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。（適用除外）
第六項	第二十三条	特定個人情報の取扱いに関する監督等（指導及び助言）	第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第七項	第二十四条	第三十三条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに關し、必要な指導	（指導致命）

第一項	第二十五条	委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他関係者に對し、特定個人情報の取扱いに関する報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入りさせ、特定個人情報の取扱いに關し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。（内閣総理大臣に対する意見の申出）	委員会は、前項の規定により同項の措置の実施を求めたときは、同項の関係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。
第二項	第二十六条	（報告書の提出）委員会は、内閣総理大臣に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができる。	（内閣総理大臣に対する意見の申出）
第三項	第二十七条	（機構処理事務管理規程）	（内閣総理大臣に対する意見の申出）
第四項	第二十八条	（機構処理事務）	（内閣総理大臣に対する意見の申出）
第五項	第二十九条	（機構処理事務の実施）	（内閣総理大臣に対する意見の申出）
第六項	第三十条	（機構処理事務の実施）	（内閣総理大臣に対する意見の申出）
第七項	第三十一条	（機構処理事務の実施）	（内閣総理大臣に対する意見の申出）
第八項	第三十二条	（機構処理事務の実施）	（内閣総理大臣に対する意見の申出）
第九項	第三十三条	（機構処理事務の実施）	（内閣総理大臣に対する意見の申出）
第十項	第三十四条	（機構処理事務の実施）	（内閣総理大臣に対する意見の申出）

第一項	第二十一条	（機構処理事務特定個人情報等の安全確保）	（機構処理事務特定個人情報等の安全確保）
第二項	第二十二条	（機構処理事務）	（機構処理事務）
第三項	第二十三条	（機構処理事務）	（機構処理事務）
第四項	第二十四条	（機構処理事務）	（機構処理事務）
第五項	第二十五条	（機構処理事務）	（機構処理事務）
第六項	第二十六条	（機構処理事務）	（機構処理事務）
第七項	第二十七条	（機構処理事務）	（機構処理事務）
第八項	第二十八条	（機構処理事務）	（機構処理事務）
第九項	第二十九条	（機構処理事務）	（機構処理事務）
第十項	第三十条	（機構処理事務）	（機構処理事務）
第十一項	第三十一条	（機構処理事務）	（機構処理事務）
第十二項	第三十二条	（機構処理事務）	（機構処理事務）
第十三項	第三十三条	（機構処理事務）	（機構処理事務）
第十四項	第三十四条	（機構処理事務）	（機構処理事務）

第一項	第二十五条	（機構処理事務特定個人情報等の安全確保）	（機構処理事務特定個人情報等の安全確保）
第二項	第二十六条	（機構処理事務）	（機構処理事務）
第三項	第二十七条	（機構処理事務）	（機構処理事務）
第四項	第二十八条	（機構処理事務）	（機構処理事務）
第五項	第二十九条	（機構処理事務）	（機構処理事務）
第六項	第三十条	（機構処理事務）	（機構処理事務）
第七項	第三十一条	（機構処理事務）	（機構処理事務）
第八項	第三十二条	（機構処理事務）	（機構処理事務）
第九項	第三十三条	（機構処理事務）	（機構処理事務）
第十項	第三十四条	（機構処理事務）	（機構処理事務）

標」という。)を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

中期目標の期間(前項の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。第三十八条の十第一項第二号及び第三号において同じ。)

二 個人番号カード関係事務に係る業務の質について具体的に定めるものとする。

三 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する事項

四 その他個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する重要な事項

(個人番号カード関係事務に係る中期計画)

第三十八条の九 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めたところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下この条から第三十八条の十一までにおいて「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 個人番号カード関係事務に係る業務運営の質向上に関する目標を達成するためとするべき措置

二 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置

三 その他主務省令で定める個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する事項

主務大臣は、第一項の規定により認可をした中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。(個人番号カード関係事務に係る年度計画)

第三十八条の十 機構は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する計画(次条第五項において「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け

出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(各事業年度に係る個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価等)

二 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。第三十八条の十第一項第二号及び第三号において同じ。)

二 個人番号カード関係事務に係る業務の質の向上に関する事項

三 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する事項

四 その他個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する重要な事項

第三十八条の十一 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

2 機構は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。

(個人番号カード関係事務に係る年度計画)

第三十八条の十二 国は、機構に対し、予算の範囲内において、個人番号カード関係事務に係る業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

第三十八条の十三 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十八条の八第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十八条の九第一項の規定による認可をしようとするとき。

第七章 法人番号

(通知等)

第三十九条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等(国の機関、地方公共団体及び会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの人法人事業者若しくは代理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。)であつて、所得税法第二百三十一条、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第百四十八条、第百四十九条若しくは第百五十条又は消費税法(昭和六十三年法律第八号)第五十七条の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。)に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等(以下この章において「行政機関の長等」という。)は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報(法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができますのものをいう。第四十二条において同じ。)の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができる。

(情報の提供の求め)

第四十一条 国税庁長官は、第三十九条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第七条(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する会社法人等番号(会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。)その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第三十九条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき(この項の規定による届出に係る事項に変更があった場合を含む。)は、政令で定めるところにより、当該変更があつた事項を国税庁長官に届け出なければならない。

4 国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該事務所の所在地その他の必要な資料の提供を受ける者(以下「法人番号保有者」という。)の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならない。

5 機構は、第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに個人番号カード関係事務に係る業務運営の改善に適切に反映させるとともに、主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。

6 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、機構に対し、個人番

(正確性の確保)

第四十二条 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

第八章 雜則

(指定都市の特例)

第四十三条 地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次項において単に「指定都市」という。）に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。

2 前項に定めるもののはか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(事務の区分)

第四十四条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第二項、第十七条第一項から第四項まで及び第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第二十一条の二第二項（情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限又は事務の委任)

第四十五条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二章、第四章、第五章及び前章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

（戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例）

第四十五条の二 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による提供の用に供する戸籍關係情報の作成に関する事務を行う目的の達成には、戸籍関係情報を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報をを作成するために戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を保有してはならない。

2 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、当該事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

3 前項に規定する事務に從事する者又は従事していた者は、その業務に關して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盜用してはならぬ。

4 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のため戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

5 第十九条（第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。）の規定は、法務大臣による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条中「第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項」とあるのは、「第二十一条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十三号中「第三十五条第一項」とあるのは、「第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6 前項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条（第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。）の規定により戸籍関係情報作成用情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該戸籍関係情報作成用情報を保有してはならない。

7 第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「第一項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替えるものとする。

8 戸籍関係情報作成用情報については、個人情報保護法第五章第四節の規定は、適用しない。

9 第六条の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは、「法務大臣又は第四十五条第一項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十五号」とあるのは、「第四十五条の二第二項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十五号」とあるのは、「第四十五条の二第二項に規定する者」である。

（政令への委任）

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

(個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは前項に規定する事務に従事する者又は従事していない者は、その業務に關して知り得た当該事務のため戸籍関係情報作成用情報を漏洩した者は、その業務に關して知り得た当該事務のため戸籍関係情報作成用情報を漏洩した者は、その業務に關して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは一百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは前項に規定する事務に従事する者又は従事していない者は、その業務に關して知り得た当該事務のため戸籍関係情報作成用情報を漏洩した者は、その業務に關して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは一百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
第五十六条 第四十八条から第五十二条の三まで及び第五十五条の規定は、日本国外においてこれらとの罪を犯した者にも適用する。

第五十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する次の各号に掲げる違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対する当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科す。

一 第四十八条、第四十九条及び第五十三条 一億円以下の罰金刑
二 第五十一条及び第五十三条の二から第五十五条の二まで 各本条の罰金刑
 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章、第二十四条、第六十五条及び第六十六条並びに次条並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日

二 第二十五条、第六章第一節、第五十四条、第六章第三節、第六十九条、第七十二条及び第七十六条（第六十九条及び第七十二条に係る部分に限る）並びに附則第四条の規定 平成二十六年一月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二十六条、第二十七条、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る）、第三十一条、第六章第二節（第五十条を除く）、第七十三条、第七十四条及び第七十七条（第七十三条及び第七十四条に係る部分に限る）の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る）の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条 第三章、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）から第三項まで、第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）から第三項まで、第三十一条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第三項まで、第三十一条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）の前日までの間に第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第六十三条（第七十七条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第七十一条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに第七十七条（第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第七十一条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに別表第一の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第十九条第七号、第二十一条から第二十三条まで並びに第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）に係る部分に限る。）、第七十一条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに別表第一の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

六 第七条第三項及び第八条の規定は、前二項の場合について準用する。

七 第一条から第三項までの規定による個人番号の指定若しくは通知又は前項において準用する第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

八 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盜用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

九 前二項の規定は、日本国外においてこれらの罰金の罪を犯した者にも適用する。

（日本年金機構に係る経過措置）

十条 日本年金機構は、第九条第一項の規定にかかるわらず、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間ににおいて政令で定める日までの間においては、個人番号を利用して別表第一の下欄に掲げる事務の処理を行うことができない。

（日本年金機構は、第十九条第七号及び第八号の規定にかかるわらず、附則第一条第五号に掲げて、情報提供等記録開示システム（総務大臣の

第一項の規定により住民票に当該住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、第四項において準用する第八条第二項の規定により機関から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

（委員会に関する経過措置）

四 第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条 第三章、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）の前日までの間ににおける第四十条第一項、第二項及び第四項並びに第四十五条第二項の規定の適用について、同法附則第四条の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めたところにより、次項において準用する第八条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに第七十七条（第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第七十一条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに別表第一の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第十九条第七号、第二十一条から第二十三条まで並びに第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）の前日までの間ににおける第四十条第一項、第二項及び第四項並びに第四十五条第二項の規定の適用について、同法附則第四条の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めたところにより、次項において準用する第八条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに第七十七条（第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第七十一条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに別表第一の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

六 第七条第三項及び第八条の規定は、前二項の場合について準用する。

七 第一条から第三項までの規定による個人番号の指定若しくは通知又は前項において準用する第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

八 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盜用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

九 前二項の規定は、日本国外においてこれらの罰金の罪を犯した者にも適用する。

（政令への委任）

十条 附則第二条から前条までに規定するもののは、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

十一 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにして、その他のこの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

十二 政府は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受ける者が、当該提供をする者が本人であることを確認するための措置として選択することができる措置の内容を拡充するため、適時に必要な技術的事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

十三 政府は、この法律の施行後一年を目途として、情報提供等記録開示システム（総務大臣の

日までの間において政令で定める日までの間ににおいては、情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。

使用に係る電子計算機と第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報について総務大臣に対して第三十条第二項の規定により読み替えられた行政機関個人情報保護法第十二条の規定による開示の請求を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、その者が当該開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して行政機関個人情報保護法第十八条の規定による通知を行うために設置し、及び運用されるものを行う。(以下この項及び次項において同じ。)を設置するとともに、年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

政府は、情報提供等記録開示システムの設置

後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて、情報提供等記録開示システムを利用して次に掲げる手続又は行為を行うこと及び当該手続又は行為を行なうために現に情報提供等記録開示システムに電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該手続又は行為を行なうべき者であることを確認するための措置を当該手続又は行為に応じて簡易なものとすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する手続(前項に規定するものを除く。)

二 個人番号利用事務実施者が、本人に対し、

は本人の利益になると認められる情報を提供すること。

三 同一の事項が記載された複数の書面を一又

は複数の個人番号利用事務実施者に提出すべ

き場合において、一の書面への記載事項が他

の書面に複写され、かつ、これらの書面があ

らかじめ選択された一又は複数の個人番号利

用事務実施者に対し、一の手続により提出され

ること。

四 政府は、給付付き税額控除(給付と税額控除

を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに

準ずるもの)のをいう。)の施策の導入を検討する

場合には、当該施策に関する事務が的確に実施

されるよう、国の税務官署が保有しない個人所

得課税に関する情報に関し、個人番号の利用に

関する制度を活用して当該事務を実施するため

に必要な体制の整備を検討するものとする。

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

ハ
第十二条の規定（同条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条の改正規定を除く。）並びに附則第百三十七条第二項及び第一百六十二条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三項の改正規定（第四条第一項）の下に「若しくは第四条の第一項」を加える部分に限る。）に限る。）の規定

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百六十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条においては、

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第四条、第六条及び第十一條の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年五月三〇日法律第五〇号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第七条（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を

第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百十五条の十二、第一百十五条の二十二第一項及び第一百十五条の四十五の改正規定、同法第一百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定（同法第一百十五条の四十六及び第一百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百十五条の四十八と同法第一百十五条の四十九とし、同法第一百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百十七条、第一百八十八条、第一百二十二条の一、第一百二十三条规定第三項及び第一百二十四条第三項の改正規定、同法第一百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第一百二十六条第一項、第一百二

(罰則の適用に関する経過措置)
第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとする場合におけるこの法律の施行後にしての行為

法第四十二条の二の二第二項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に、「第三十七条の十四第十七項から第二十一項まで」を「第三十七条の十四第二十七項から第三十一項まで」に改める部分に限る）及び同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに附則第五十条、第五十二条、第五十三条第六項、第五十六条、第六十一条（第四項を除く。）、第六十三条及び第一百六十二条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二百七十七号）第九条第三項の改正規定（第十五項）を「第二十五項」に改める部分に限る。）の

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十二条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 少
七号)

二
二 略

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九

二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定、公表の日

正規定を除く。)、第十七条の規定(第十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。))及び第十九条の規定並びに第二十二条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条(ただし書を除く。)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)第二条第五項第二号の改正規定(同

法第十条の六第一項の改正規定（政令で定める金額）の下に「の百分の九十」を加える部分に限る）、同法第十三条第一項の改正規定（平成二十六年三月三十一日）を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分を除く）、同法第二十六条第二項に一号を加える改正規定（同法第三十七条の十四の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第四項に係る部分（「第十五項」を「第二十五項」に改める部分を除く。）、同条第五項第二号中「設けられるものをいう」の下に「。以下この条において同じ」と加える部分、同項第三号に係る部分、同条第六項に係る部分及び同項第十二項に係る部分と余ること）、同条第二項の文三見る部分

(政令への委任) 第一百六十五条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日） 八号抄 附 則 平成二六年四月二三日法律第二百六十五条

（施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に付する限り、施行する。）

改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第六十五条の改正規定に限る。）、第八条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日（政令への委任）

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
抄
附 則 （平成二六年六月二五日法律第八
第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

七条、第二百二十八条、第四百四十二条の見出し及び同条第一項、第四百四十八条第二項、第五百五十二条及び第五百五十三条並びに第二百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第二百七十九条から第二百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百一一条第一項、第三百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）。

九条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 略

五 第三条及び第六条（番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

六 第七条並びに附則第十四条、第十七条及び第二十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日（特定個人情報保護委員会がした処分等に関する経過措置）

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前に第四条の規定による改正前の番号利用法（以下この条において「旧番号利用法」という。）又はこれに基く命令の規定により特定個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、第二号施行日以後は、第四条の規定による改正後の番号利用法（以下この条において「新番号利用法」という。）又はこれに基く命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧番号利用法（旧番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号））を含む。次項において同じ。又はこれに基く命令の規定により特定個人情報保護委員会に対しても申請、届出その他の行為は、第二号施行日以後は、新番号利用法（新番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を含む。次項において同じ。）又はこれに基く命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対しても申請、届出その他の行為とみなす。

3 第二号施行日前に旧番号利用法又はこれに基く命令の規定により特定個人情報保護委員会に対して届出その他の手続がされないものについては、第二号施行日以後は、これを、新番号利用法又はこれに基く命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続をしなければならないとされた事項につ

いてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（特定個人情報保護委員会規則に関する経過措置）

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に効力を有する特定個人情報保護委員会規則は、第二号施行日以後は、個人情報保護委員会規則としての効力を有するものとする。

（委員長又は委員の任命等に関する経過措置）

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第一号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなされる場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十一条第一項の規定にかかわらず、第二号施行日ににおける従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもつて、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

（守秘義務に関する経過措置）

第八条 特定個人情報保護委員会の委員長、委員又は事務局の職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、第二号施行日以後も、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第九条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める（検討）

第十二条 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法規第二条第九項に規定する匿名加工情報をいわゆる「行政機関等保有個人情報（行政機関等保有個人情報と総称する。）」の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報（新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいわゆる「匿名加工情報と総称する。）」に規定する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。）

5 政府は、国行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

7 附則（平成二八年三月三一日法律第一三号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五の三まで 略

五の四 第二条（第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。）、第七条中地方財政法第三十三条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条（第六項を除く。）、第七条中地方財政法第三十三条第二項及び第三項、第二十条（第二项を除く。）、第三十一条、第三十二条、第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条（第六項を除く。）、第七条中地方財政法第三十三条第二項及び第三項、第二十条（第二项を除く。）、第三十一条、第三十二条、第三十三条の三第二項、第三十九条、第四十条（第二项を除く。）、第四十一条（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十五条の二の改正規定に限る。）、第四十二条から第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元年十月一日

第一 条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

附 則（平成二八年三月三一日法律第一五号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三　次に掲げる規定 平成二十九年一月一日

イ　第一条中所得税法第五十七条第二項の改

正規定、同法第一百五十二条の二第四項第二

号の改正規定（第一百五十二条の二第一項

又は第二項（一）を「第一百五十二条の四第一

項又は第二項（相続により取得した有価証

券等の取得費の額に変更があつた場合等

の」に改める部分を除く。）、同法第一百六

六条の改正規定（前編第五章）の下に

〔及び第六章〕を加える部分を除く。）並び

に同法第二百三十二条第一項及び第二百三

十三条の改正規定並びに附則第六条、第十

四条第二項及び第一百六十六条（行政手続に

おける特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律（平成二十五年法律第

二十七号）第九条第三項の改正規定（第

五十七条第二項若しくは）を削る部分に限

る。）に限る。）の規定

（罰則に関する経過措置）

第二百六十八条 この法律（附則第一條各号に掲げ

る規定にあつては、当該規定。以下この条にお

いて同じ。）の施行前にした行為及びこの附則

の規定によりなお従前の例によることとされる

場合におけるこの法律の施行後にした行為に対

する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。（政令への委任）

第一百六十九条 この附則に規定するものほか、
この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令
で定める。

附　則　（平成二八年五月二一〇日法律第四
七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

第一条、第三条、第七条、第十条及び第十
五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一
項及び第二項、第六条から第十条まで、第四
十二条（東日本大震災復興特別区城法（平成
二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第二
項及び第三項の改正規定に限る。）、第四十四
条並びに第四十六条の規定 公布の日

（処分　申請等に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定
について、当該各規定。以下この条及び次条
において同じ。）の施行の日前にこの法律によ

る改正前のそれぞれの法律の規定によりされた

承認等の処分その他の行為（以下この項におい

て「処分等の行為」という。）又はこの法律の

施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれ

の法律の規定によりされている承認等の申請そ

の他の行為（以下この項において「申請等の行

為」という。）で、この法律の施行の日において

施行政務を行なうべき者が

異なることとなるものは、この附則又は附則第

六条の改正規定（前編第五章）の下に

〔及び第六章〕を加える部分を除く。）並び

に同法第二百三十二条第一項及び第二百三

十三条の改正規定並びに附則第六条、第十

四条第二項及び第一百六十六条（行政手続に

おける特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律（平成二十五年法律第

二十七号）第九条第三項の改正規定（第

五十七条第二項若しくは）を削る部分に限

る。）に限る。）の規定

（罰則に関する経過措置）

第二百六十九条 この法律（附則第一條各号に掲げ

る規定にあつては、当該規定。以下この条にお

いて同じ。）の施行前にした行為及びこの附則

の規定によりなお従前の例によることとされる

場合におけるこの法律の施行後にした行為に対

する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。（政令への委任）

第一百六十九条 この附則に規定するものほか、
この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令
で定める。

附　則　（平成二八年五月二一〇日法律第四
七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

第一条、第三条、第七条、第十条及び第十
五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一
項及び第二項、第六条から第十条まで、第四
十二条（東日本大震災復興特別区城法（平成
二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第二
項及び第三項の改正規定に限る。）、第四十四
条並びに第四十六条の規定 公布の日

（処分　申請等に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定
について、当該各規定。以下この条及び次条
において同じ。）の施行の日前にこの法律によ

る附則第一條（平成二八年一月二一八日法律第
八六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（平成二九年三月三一日法律第九
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から

施行する。

附　則　（平成二九年四月二六日法律第二
五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當

該各号に定める日から施行する。

第一条 第七条（農業災害補償法第百四十
三条の二第一項にたゞし書を加える改正規定
に限る。）及び第十条の規定並びに附則第六
条から第八条まで、第十三条及び第十四条の
規定 公布の日

（処分　申請等に関する経過措置）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當

該各号に定める日から施行する。

第一条 第七条（農業災害補償法第百四十
三条の二第一項にたゞし書を加える改正規定
に限る。）及び第十条の規定並びに附則第六
条から第八条まで、第十三条及び第十四条の
規定 公布の日

（処分　申請等に関する経過措置）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當

該各号に定める日から施行する。

第一条 第七条（農業災害補償法第百四十
三条の二第一項にたゞし書を加える改正規定
に限る。）及び第十条の規定並びに附則第六
条から第八条まで、第十三条及び第十四条の
規定 公布の日

（処分　申請等に関する経過措置）

第一条 この法律は、平成三十三年四月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當

該各号に定める日から施行する。

第一条 第七条（農業災害補償法第百四十
三条の二第一項にたゞし書を加える改正規定
に限る。）及び第十条の規定並びに附則第六
条から第八条まで、第十三条及び第十四条の
規定 公布の日

（処分　申請等に関する経過措置）

第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當

該各号に定める日から施行する。

第一条 第七条（農業災害補償法第百四十
三条の二第一項にたゞし書を加える改正規定
に限る。）及び第十条の規定並びに附則第六
条から第八条まで、第十三条及び第十四条の
規定 公布の日

（処分　申請等に関する経過措置）

第一条 この法律は、平成三十五年四月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當

該各号に定める日から施行する。

第一条 第七条（農業災害補償法第百四十
三条の二第一項にたゞし書を加える改正規定
に限る。）及び第十条の規定並びに附則第六
条から第八条まで、第十三条及び第十四条の
規定 公布の日

（処分　申請等に関する経過措置）

第一条 この法律は、平成三十六年四月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當

該各号に定める日から施行する。

律の相当規定により国又は地方公共団体の相当
の機関に対して報告、届出、提出その他の手続
をしなければならない事項についてその手続が
されないものとのみなして、この法律による
改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。

（政令への委任）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次条の規定は、公布の日か
ら施行する。

附　則　（平成二九年五月二四日法律第三
六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十三年五月二十四日から

施行する。

附　則　（平成二九年五月二七日法律第五
一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十四年五月二七日から

施行する。

附　則　（平成二九年五月二七日法律第五
二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十五年五月二七日から

施行する。

附　則　（平成二九年五月二七日法律第五
三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十六年五月二七日から

施行する。

附　則　（平成二九年五月二七日法律第五
四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十七年五月二七日から

施行する。

附　則　（平成二九年五月二七日法律第五
五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十八年五月二七日から

施行する。

附　則　（平成二九年五月二七日法律第五
六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十九年五月二七日から

施行する。

附　則　（平成二九年五月二七日法律第五
七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四十一年五月二七日から

施行する。

附　則　（平成二九年五月二七日法律第五
八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四十年五月二七日から

施行する。

附　則　（平成二九年五月二七日法律第五
九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四一年五月二七日から

施行する。

（政令への委任）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（平成二九年三月三一日法律第九
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年三月三一日から

施行する。

附　則　（平成二九年三月三一日法律第九
二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年三月三一日から

施行する。

附　則　（平成二九年三月三一日法律第九
三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年三月三一日から

施行する。

附　則　（平成二九年三月三一日法律第九
四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年三月三一日から

施行する。

附　則　（平成二九年三月三一日法律第九
五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年三月三一日から

施行する。

附　則　（平成二九年三月三一日法律第九
六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年三月三一日から

施行する。

附　則　（平成二九年三月三一日法律第九
七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二九年三月三一日から

施行する。

附　則　（平成二九年三月三一日法律第九
八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二九年三月三一日から

施行する。

附　則　（平成二九年三月三一日法律第九
九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二九年三月三一日から

施行する。

附　則　（平成二九年三月三一日法律第九
一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二九年三月三一日から

施行する。

附　則　（平成二九年三月三一日法律第九
一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二九年三月三一日から

施行する。

をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるものほか、これを「この法律による改正後のそれ」の法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
(罰則に関する経過措置)
第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
(政令への委任)
第十三条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附則（平成三〇年七月六日法律第七一
号）抄

第十三条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第二十九条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例

附 則 (平成三年三月一九日法律第四)
（施行期日）抄
第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二十四条の規定 公布の日
号) 附 則 (平成三年三月一九日法律第六
抄

附 則 (平成三年三月二九日法律第四号)
抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条(地方税法第二十七条第二項の改正規定)、「第五十条第六項」を削る部分を除く。)及び同法第二百九十九条第二項の改正規定を除く。),第九条から第十六条まで、第十七条(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二十三条第一号ニの改正規定に限る。)、第十八条、第十九条及び第二十一条(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第五十三号及び第五十五号の改正規定に限る。)の規定は、令和六年一月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月二九日法律第六号)
抄 (施行期日)
第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附則第二十四条の規定 公布の日

則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月二九日法律第二百四十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月二九日法律第二百四十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

十六 次に掲げる規定 中小企業の事業活動の継続を是とするため中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）の施行の日

イ 略

ロ 第十一条中租税特別措置法の目次の改正規定（「退職所得」を「退職所得等」に改める部分に限る。）、同法第十条の五の二第一項の改正規定（（第二十六条第二項）を「第三十二条第二項」に改める部分に限る。）、同法第十条の五の三第一項の改正規定（（平成三十一年三月三十一日）を（平成十三年三月三十一日）に改める部分を除く。）、同法第十条の五の四第二項第二号ロの改正規定、同法第十一条の三の次に一条を加える改正規定、同法第二章第三節の節名の改正規定、同法第二十九条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十七条の十二の二第二項第七号の改正規定、同法第四十二条の二の二第一項から第三項までの改正規定（（第二十九条の二第五項）を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に改める部分に限る。）、同条第

八から十五まで 略
十六 次に掲げる規定 中小企業の事業活動の
継続に資するための中小企業等経営強化法等
の一部を改正する法律（令和元年法律第二十
二号）の施行の日

ロ 第十一条中租税特別措置法の目次の改正
規定（「退職所得」を「退職所得等」に改
める部分に限る。）、同法第十条の五の二第
一項の改正規定（「第二十六条第二項」を
「第三十二条第二項」に改める部分に限る
。）、同法第十条の五の三第一項の改正規定
（平成三十一年三月三十一日）を「平成三
十三年三月三十一日」に改める部分を除
く。）、同法第十条の五の四第二項第二号ロ
の改正規定、同法第十一条の三の次に一条
を加える改正規定、同法第二章第三節の節
名の改正規定、同法第二十九条の二（見出
しを含む。）の改正規定、同法第三十七条
の十二の二第二項第七号の改正規定、同法
第四十二条の二の二第一項から第三項まで
の改正規定（「第二十九条の二第五項」を
「第二十九条の二第六项」に、「第六项」を
「第七项」に改める部分に限る。）、同条第

七 次に掲げる規定 令和二年四月一日
二 イから六まで 略
二 第十条中国税通則法の目次の改正規定、同法第七十条第四項第三号の改正規定、同法第七十四条の十三の二の改正規定(「。」は「。」を「。」以下この条において同じ。)は「。」に、「。」の氏名を「。」以下この条において同じ。)の氏名に、「名称」を「名称」次条及び第七十四条の十三の第四項(振替機関の加入者情報の管理等)において同じ。「」に、「当該」を「当該金融機関等が保有する」に改める部分に限る。)及び同法第七章の二中同条の次に二条を加える改正規定並びに附則第百九条及び第百十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第九条第三項の改正規定(「、所得税法」を「若しくは第十四条の十三の三、所得税法」に改める部

第百十五条 この法律（附
則）に関する経過措置の規定

二第一項及び第五十九条の改正規定、同法第六十一条の改正規定（「第十九条第一項」に改め第三項」を「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同法第六十一条の改正規定（「第二十九条の二第七項」に改める部分に限る。）、同法第六十一条の改正規定並びに同法第六十一条の改正規定（「第二十九条の二第七項」に改める規定の番号の利用等に関する経過措置の改正規定（「第二十九条の二第七項」に改める規定の規定）

二第百一項及び第五十三条第一項第二号の改正規定、同法第六十八条の十五の五第一項の改正規定（第十三条第一項）を「第十九条第三項」に、「第十九条第一項」に改める部分及び「第十三条第三項」を「第十九条第三項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十五の六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十八条の二十から第六十八条の二十三までの改正規定、同法第六十八条の四十第一項及び第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定並びに同法第八十条第三項の改正規定並びに附則第三十三条、第五十二条第三項、第六十九条第三項及び第一百十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三項の改正規定（第二十九条の二第五項）を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

（罰則に関する経過措置）

第一百五十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する

る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

(政令への委任)

第一百六条 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で
定める。

附 則 (令和元年五月一七日法律第七号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から
施行する。ただし、次条並びに附則第三条た
だし書、第八条から第十条までの規定、附則第十
三条中行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律(平成二十五
年法律第二十七号)別表第一の九十四の項及び
別表第二の百十六の項の改正規定(別表第一の
九十四の項に係る部分に限る。)並びに附則第
十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施
行する。

(行政手続における特定の個人を識別するため
の番号の利用等に関する法律(平成二十五
年法律第二十七号)別表第一の九十四の項及び
別表第二の百十六の項の改正規定(別表第一の
九十四の項に係る部分に限る。)並びに附則第
十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施
行する。

第二条 この法律の公布の日から施行日の前日
までの間においては、前条の規定による改正後
の行政手続における特定の個人を識別するため
の番号の利用等に関する法律別表第一の九十四
の項中「若しくは子育てのための施設等利用給
付の支給又は」とあるのは「の支給」と、「実
施」とあるのは「実施又は子ども・子育て支援
法の一部を改正する法律(令和元年法律第七
号)による同法附則第二条の認定」とする。
(政令への委任)

(第十七条) この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
める。

附 則 (令和元年五月二二日法律第九号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

第一項 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律
第一項の改正規定及び同項第一項を除く。)、同法第
一百六十条の二の改正規定及び同項第一項を
加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬
支払基金法の題名の次に目次を付する改正規
定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに
第八条中国民健康保険法第八十八条第一項及
び

び第二項並びに第百十条の二の改正規定、同法第五十七条の改正
規定に一項を加える改正規定並びに同法第百十
三条の二第一項の改正規定並びに附則第三
条、第六条及び第十六条の規定 公布の日
二から四まで 略

第五条中高齢者の医療の確保に関する法律
三百四十五条第三項の改正規定、第七条の規
定及び第十二条中介護保険法第六十六条第
三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、
第十二条及び第十五条の規定 令和三年四月
一日

(罰則の適用に関する経過措置) 第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則
第四条の規定によりなお従前の例によることと
される場合におけるこの法律の施行後にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

(その他の経過措置の政令への委任) 第十六条 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する
経過措置を含む。)は、政令で定める。

(号)抄 (令和元年五月三日法律第六号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

第一項 第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規
定(同表の五十七の四の項を同表の五十七の
五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次
のように加える部分に限る。)、同法別表第二
の改正規定(第十号に掲げる部分を除く。)、
同法別表第三の改正規定(同号に掲げる部分
を除く。)、同法別表第四の改正規定(同号に
掲げる部分を除く。)及び同法別表第五の改
正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第三条
中電子署名等に係る地方公共団体情報システ
ム機構の認証業務に関する法律第七十七条第
三項の改正規定(同項第三号に係る部分及び同
項第十一号に係る部分(「第五十七条」を
「第五十七条第一項」に改める部分に限る。)
を除く。)、同法第十八条の改正規定、同法第
三十七条第三項の改正規定(同項第一号に係
る部分及び同項第五号に係る部分(「第五
十七条」を「第五十七条第一項」に改める部分
に限る。)を除く。)、同法第五十六条(見出

しを含む。)の改正規定、同法第五十七条の改正
規定(同法第十七条の改正規定(前号に掲げ
る部分を除く。)、同法第十八条及び第十九条
の改正規定、同法第二十条の次に三条
を加える改正規定、同法第二十二条の改正規
定(第二号に掲げる部分を除く。)、同法第二
十二条から第三十条までの改正規定、同法第
三十条の六に一項を加える改正規定、同法第
三十条の七に一項を加える改正規定、同法第
三十条の八から第三十条の十まで、第三十条
の十二、第三十条の十五、第三十条の十七第
一条、第三十条の二十五第二項、第三十条の
三十六、第三十条の三十七第三項及び第三十
条の四十第二項の改正規定、同法第三十条の
四十一から第三十条の四十四までを削る改正
規定、同法第四章の三を同法第四章の四と
し、同法第四章の二の次に一章を加える改正
規定、同法第四十二条、第四十七条及び第五
十二条の改正規定、同法別表第一の改正規定
(「第三十条の三十」の下に「第三十条の四
十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の
四十四の十二」を加える部分に限る。)、同法
第四十三条第三項の改正規定(同号に掲
げる部分を除く。)、同法第十九条の改正規
定、同法第三十七条第三項の改正規定(同号
に掲げる部分を除く。)、同法第三十八条の改
正規定、同法第二章第二節第一款中同条の次
に二条を加える改正規定、同法第四十二条、
第四十四条第一項、第四十五条、第五十二条
(見出しを含む。)、第五十三条(見出しを含
む。)及び第五十五条(見出しを含む。)の改
正規定、同法第五十七条の見出しの改正規定
(同号に掲げる部分を除く。)、同法第四十一
条、第四十二条第一項、第四十五条、第五十二条
(見出しを含む。)、第五十三条(見出しを含
む。)及び第五十五条(見出しを含む。)の改
正規定、同法第六十七条第一項の改正規定
(同項に一号を加える部分に限る。)並びに同
法第七十四条及び第七十八条第一項の改正規
定(同号に掲げる部分を除く。)、同条に一項を
加える改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、
同法第六十六条第一項の改正規定(同号に掲
げる部分を除く。)及び同法別表第五の改
正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第三条
中電子署名等に係る地方公共団体情報システ
ム機構の認証業務に関する法律第七十七条第
三項の改正規定(同項第三号に係る部分及び同
項第十一号に係る部分(「第五十七条」を
「第五十七条第一項」に改める部分に限る。)
を除く。)、同法第十八条の改正規定、同法第
三十七条第三項の改正規定(同項第一号に係
る部分及び同項第五号に係る部分(「第五
十七条」を「第五十七条第一項」に改める部分
に限る。)を除く。)、同法第五十六条(見出

第九条、第十三条及び第十五条第二項の改正
規定、同法第十七条の改正規定(前号に掲げ
る部分を除く。)、同法第十八条及び第十九条
の改正規定、同法第二十条の次に三条
を加える改正規定、同法第二十二条の改正規
定(第二号に掲げる部分を除く。)、同法第二
十二条から第三十条までの改正規定、同法第
三十条の六に一項を加える改正規定、同法第
三十条の七に一項を加える改正規定、同法第
三十条の八から第三十条の十まで、第三十条
の十二、第三十条の十五、第三十条の十七第
一条、第三十条の二十五第二項、第三十条の
三十六、第三十条の三十七第三項及び第三十
条の四十第二項の改正規定、同法第三十条の
四十一から第三十条の四十四までを削る改正
規定、同法第四章の三を同法第四章の四と
し、同法第四章の二の次に一章を加える改正
規定、同法第四十二条、第四十七条及び第五
十二条の改正規定、同法別表第一の改正規定
(「第三十条の三十」の下に「第三十条の四
十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の
四十四の十二」を加える部分に限る。)、同法
第四十三条第三項の改正規定(同号に掲
げる部分を除く。)、同法第十九条の改正規
定、同法第三十七条第三項の改正規定(同号
に掲げる部分を除く。)、同法第三十八条の改
正規定、同法第二章第二節第一款中同条の次
に二条を加える改正規定、同法第四十二条、
第四十四条第一項、第四十五条、第五十二条
(見出しを含む。)、第五十三条(見出しを含
む。)及び第五十五条(見出しを含む。)の改
正規定、同法第五十七条の見出しの改正規定
(同号に掲げる部分を除く。)、同法第四十一
条、第四十二条第一項、第四十五条、第五十二条
(見出しを含む。)、第五十三条(見出しを含
む。)及び第五十五条(見出しを含む。)の改
正規定、同法第六十七条第一項の改正規定
(同項に一号を加える部分に限る。)並びに同
法第七十四条及び第七十八条第一項の改正規
定(同号に掲げる部分を除く。)、同条に一項を
加える改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、
同法第六十六条第一項の改正規定(同号に掲
げる部分を除く。)及び同法別表第五の改
正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第三条
中電子署名等に係る地方公共団体情報システ
ム機構の認証業務に関する法律第七十七条第
三項の改正規定(同項第三号に係る部分及び同
項第十一号に係る部分(「第五十七条」を
「第五十七条第一項」に改める部分に限る。)
を除く。)、同法第十八条の改正規定、同法第
三十七条第三項の改正規定(同項第一号に係
る部分及び同項第五号に係る部分(「第五
十七条」を「第五十七条第一項」に改める部分
に限る。)を除く。)、同法第五十六条(見出

七から九まで 略

第二条中住民基本台帳法目次の改正規定
七 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定
七 第二号に掲げる部分を除く。)、同法第八条
条、第十三条、第十六条の二、第十六条の

六、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第二十二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分を除く。）、同法第二十九条、第三十一条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）、同条第七項及び第十四条第二項の改正規定、番号利用法第十七条の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、同条第三項の改正規定並びに同法第七十一条の二の改正規定並びに第四条中番号利用法第二条第七項及び第十四条第三項第九項及び正規並びに附則第四条第三項第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定め正規並びに附則第四条第三項第九項及び（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（次項において「第六号施行日」という。）

第六条 附則第一条第六号に掲げる規定による改正前の番号利用法（以下この項及び第三項において「旧番号利用法」という。）第七条第一項若しくは第二項又は旧番号利用法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード（旧番号利用法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下この条において同じ。）の交付を受けている者（次項及び第三項において「通知カード所持者」という。）についての旧番号利用法第七条第一項若しくは第二項又は旧番号利用法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カードを紛失した旨の届出及び同条第七項の規定による当該通知カードに係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。）である本人（番号利用法第二条第六項に規定する本人をいう。以下この項において同じ。）から番号利用法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けるときにおける当該通知カード所持者が本

人であることを確認するための措置については、第四条の規定による改正後の番号利用法（次項において「新番号利用法」という。）第十一条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）、同条第七項の規定による通知カード（第六号に掲げる部分を除く。）、同条第三項の改正規定並びに同法第七十一条の二の改正規定並びに第四条中番号利用法第二条第七項及び第十四条第二項の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、同条第三項、第十九条第五号及び第四十八条の改正規定並びに附則第四条第三項第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定め正規並びに附則第四条第三項第九項及び（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（次項において「第六号施行日」という。）

第六条 附則第一条第六号に掲げる規定による改正前の番号利用法（以下この項及び第三項において「旧番号利用法」という。）第七条第一項若しくは第二項又は旧番号利用法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード（旧番号利用法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下この条において同じ。）の交付を受けている者（次項及び第三項において「通知カード所持者」という。）についての旧番号利用法第七条第一項若しくは第二項又は旧番号利用法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カードを紛失した旨の届出及び同条第七項の規定による当該通知カードに係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。）である本人（番号利用法第二条第六項に規定する本人をいう。以下この項において同じ。）から番号利用法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けるときにおける当該通知カード所持者が本

人であることを確認するための措置については、第四条の規定による改正後の番号利用法（次項において「新番号利用法」という。）第十一条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）、同条第七項の規定による通知カード（第六号に掲げる部分を除く。）、同条第三項の改正規定並びに同法第七十一条の二の改正規定並びに第四条中番号利用法第二条第七項及び第十四条第二項の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、同条第三項第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定め正規並びに附則第四条第三項第九項及び（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（次項において「第六号施行日」という。）

第六条 附則第一条第六号に掲げる規定による改正前の番号利用法（以下この項及び第三項において「旧番号利用法」という。）第七条第一項若しくは第二項又は旧番号利用法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード（旧番号利用法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下この条において同じ。）の交付を受けている者（次項及び第三項において「通知カード所持者」という。）についての旧番号利用法第七条第一項若しくは第二項又は旧番号利用法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カードを紛失した旨の届出及び同条第七項の規定による当該通知カードに係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。）である本人（番号利用法第二条第六項に規定する本人をいう。以下この項において同じ。）から番号利用法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けるときにおける当該通知カード所持者が本

人であることを確認するための措置については、第四条の規定による改正後の番号利用法（次項において「新番号利用法」という。）第十一条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）、同条第七項の規定による通知カード（第六号に掲げる部分を除く。）、同条第三項の改正規定並びに同法第七十一条の二の改正規定並びに第四条中番号利用法第二条第七項及び第十四条第二項の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、同条第三項第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定め正規並びに附則第四条第三項第九項及び（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（次項において「第六号施行日」という。）

第六条 附則第一条第六号に掲げる規定による改正前の番号利用法（以下この項及び第三項において「旧番号利用法」という。）第七条第一項若しくは第二項又は旧番号利用法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード（旧番号利用法第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下この条において同じ。）の交付を受けている者（次項及び第三項において「通知カード所持者」という。）についての旧番号利用法第七条第一項若しくは第二項又は旧番号利用法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カードを紛失した旨の届出及び同条第七項の規定による当該通知カードに係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。）である本人（番号利用法第二条第六項に規定する本人をいう。以下この項において同じ。）から番号利用法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けるときにおける当該通知カード所持者が本

(政令への委任)

第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年三月三一日法律第一四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条までの規定

正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに

附則第十条、第二十六条及び第二十八条から

第三十二条までの規定

条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号、次号及び附則第四十二条から第四十五号までにおいて「昭和六十一年国民年金等改正法」という）附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年「元化法」という）附則第二十三条第三項、第三十六条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第八十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十七条の改正規定並びに第三条中の規定にあっては、当該規定以下この条において同じ）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について

の改正規定、第二条中行政手続における特個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十七条の改正規定並びに第三条中の規定にあっては、当該規定以下この条において同じ）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされ

る場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

の改正規定、第二条中行政手続における特個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十七条の改正規定並びに第三条中の規定にあっては、当該規定以下この条において同じ）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされ

る場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得稅法、法人稅法及び地方稅法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三十三条の二の三第一項の改正規定（第七百三十条の四十一項第一号）を「第七百三十条の四十一項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日
(政令への委任)

附 則 (令和四年三月三一日法律第四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略

四 次に掲げる規定 令和五年四月一日
イ及びロ 略

ハ 第十三条中税理士法第二条の改正規定
(同条第一項第二号に係る部分を除く)、
同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条第一項第四号の改正規定、同法第四十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条を同法第四十七条の四とし、同法第五章中同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の二十第二項の改正規定、同法第四十九条の二第二項の改正規定、同法第四十九条の十四第一項の改正規定、同法第五十一条第二項の改正規定、同条第四項の改正規定（「第三十九条」を「第二条の三及び第三十九条」に改める部分を除く）、
同法第五十九条第一項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第五十五条の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第五十九条第一項の改正規定、同法第六十二条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定並びに附則第七十条第

二項及び第三項、第八十六条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

附 則（令和四年四月二〇日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条及び附則第三条から第六条までの規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日）

附 則（令和四年六月一五日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定（公布の日）

附 則（令和四年一二月一六日法律第一〇四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第一条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定（政令への委任）

（政令への委任）

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

四十三条の規定（公布の日）

附 則（令和五年三月三一日法律第三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(罰則に関する過過措置)

第七十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和五年六月九日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日ににおいて本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。） 同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十八条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 略

四 第二条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）並びに第四条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第二項の改正規定、同法第三条の二第二項の改正規定、同法第七条の改正規定、同法第十二条第一号の改正規定、同法第十六条の二第二項の改正規定、同法第十六条の六の改正規定、同法第二十二条第二項の

改正規定、同法第二十二条の二第二項の改正規定及び同法第三十五条の「第二項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定」公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

各号に定める日から施行する。

附 則（令和六年四月二十四日法律第二一
号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条中生活困窮者自立支援法第八条の改正規定、第二条中生活保護法目次の改正規定(「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める部分に限る。)並びに同法第八章の章名、第五十五条の五、第五十五条の六、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号、第七十一条第五号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三、第七十八条第三項、第八十一条の二第一項、第八十五条第二項並びに別表第一の改正規定並びに附則第三条及び第五条から第九条までの規定の日

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第八条 第一号施行日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後である場合には、前条中「別表第一の十五の項及び別表第二の九の項」とあるのは、「別表二十三の項」とする。

(政令への委任)

第九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。る。

附 則（令和六年六月七日法律第四六
号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条の規定（デジタル社会形成基本法第二十二条の改正規定を除く。）並びに第三条

二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定（第六条）を「第六条の二」に改める部分に限る。次号において同じ。）及び同法

第一章に一条を加える改正規定並びに附則第四条、第六条、第七条及び第十二条の規定並びに附則第十三条中デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項第一号の

改正規定 公布の日
二 第三条の規定 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の文次第) 女王規定、同法第二条第七項の文

の目的の改正規定、同法第二条第1項の改正規定、同法第一章に一条を加える改正規定並びに同法第十六条にただし書及び各号を加える改正規定(同条ただし書に係る部分に限る。次号に於ける同じ。)を除く。並びに付

る。次ににおいて同じくを除く。並ては附則第八条から第十三条までの規定、附則第十三条中デジタル庁設置法第四条第一項第四号の改正規定及び附則第五十五条の規定。公布の日より起算して三年を超えない範囲内にこの

日から起算して一年を越えた。い筆因内において
て政令で定める日

第七項の改正規定並びに同法第十六項にた
だし書及び各号を加える改正規定並びに次条
の規定、公布の日から起算して五年を超えない
範囲において政令で定める日

(政令への委任) 第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和六年六月一二日法律第四七号）抄

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、各号に定める日から施行する。
当該

規定 第二条の規定を改正する法律附則も、子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

号附則
沙 (令和六年六月一日) 田法律第四十七

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算

して五年を経過する日を「令和十二年三月三十日」に改める部分に限る。)並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

八 府 県 知 事	八 都 道
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾患要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所食費等給付費、日常生活上の援助、医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	職業指導に関する事務であつて主務省令で定めるもの
児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

興・共済事業団										三十六財務大臣
三十九の國土	三十九の大巨	三十九の厚生労働	大臣	会員	三十八文部科学大臣又は都道府県教育委員	三十一大臣又は市町村職員共済組合連合会	三十一大臣又は公務員共済組合連合会	三十一大臣又は公務員共済組合連合会	三十一大臣又は公務員共済組合連合会	三十一大臣又は公務員共済組合連合会
三十九の國土	三十九の大巨	三十九の厚生労働	大臣	会員	三十一大臣又は市町村職員共済組合連合会をいう。同一の	三十一大臣又は公務員共済組合連合会をいう。同一の	三十一大臣又は公務員共済組合連合会をいう。同一の	三十一大臣又は公務員共済組合連合会をいう。同一の	三十一大臣又は公務員共済組合連合会をいう。同一の	三十一大臣又は公務員共済組合連合会をいう。同一の
水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)による給水装置工事主任	美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)による美容師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	歯科技工士法(昭和三十年法律第一百六十八号)による歯科技工士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険法による年金である保険料が付若しくは一時金の支給又は保険料その他の徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は厚生労働省令で定めるもの					
は一時金の支給又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)による国税等(同法第八条第一項に規定する国税等をいう。)の徵収若しくは収納又は債権者への支払に関する事務であつて主務省令で定めるもの	は一時金の支給又は保険料その他の徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	は一時金の支給又は保険料その他の徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	は一時金の支給又は保険料その他の徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	は一時金の支給又は保険料その他の徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの					

大臣	交通大臣	又は環境	技術者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
大臣	都道府県教育委員会	道府県教育委員会	学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて主務省令で定めるもの
大臣	又は市町村教育委員会	又は市町村教育委員会	臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による臨床検査技師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
大臣	厚生労働省	厚生労働省	国家公務員共済組合法(昭和三十年法律第二百二十八号)による短期給付の支給又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
大臣	厚生労働省	厚生労働省	国家公務員共済組合法による年金である給付若しくは一時金の支給又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
大臣	厚生労働省	厚生労働省	調理師法(昭和三十三年法律第二百四十七号)による調理師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
大臣	厚生労働省	厚生労働省	調理師法による調理師の調理技術の審査に関する事務であつて主務省令で定めるもの
大臣	厚生労働省	厚生労働省	国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
大臣	厚生労働省	厚生労働省	国民健康保険法による国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
大臣	厚生労働省	厚生労働省	国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の徴収、基金の設立その他の収入の認可又は加入員の資格の取得及

二 条 第 二 十 二 号 附 則 第 三 十 九 九 平 成 八 年	大 臣 厚 生 労 働	九 十 七 厚 生 労 働	都 道 府 県 知 事 又 は 広 島 市 長 若 し く は 長 崎 市 長	九 十 八 厚 生 労 働	九 十 七 厚 生 労 働	九 十 八 厚 生 労 働	九 十 八 厚 生 労 働	九 十 五 都 道 府 県 知 事 等	九 十 六 都 道 府 県 知 事 又 は 広 島 市 長 若 し く は 長 崎 市 長	九 十 四 大 臣 厚 生 労 働
主 務 省 令 で 定 め る も の	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)。以下「平成八年法律第八十二号」という。附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律百号)による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は居宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による永住帰国情費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国情費の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

百三十一 都道府 県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給、指定医の指定又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百三十二 文部科 学大臣又 は厚生労 働大臣	公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）による公認心理師の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百三十三 都道府 県知事	地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百三十四 百三十五 内閣総理大臣	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）による公的給付支給等に関する法律による特定公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録口座登録簿への登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百三十六 預金保 險機構 の長等	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律による通知又は情報の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの